

物権法

科目ナンバリング CIL-201
必修 2単位

渡邊 貴

1. 授業の概要(ねらい)

民法は、私人間の法律関係について、紛争解決のための基準や、我々市民の行うべき基本的な行為規範を設定しています。本講義では民法の中でも講学上、物権法と呼ばれている領域で規定されている具体的な制度についての設例や判例の検討を通じて、法的な知識、体系的・論理的思考能力、具体的な紛争解決能力を身につけることを目指します。

2. 授業の到達目標

<知識・理解>

物権に関する基本的な制度やルールの内容に関する正確な知識を身につけるとともに、法的な思考方法とはどのようなものであるかを理解する。

<思考・判断・表現>

講義で説明した法的な制度や概念を用いることによって、実際に生じうる民事上の紛争をどのように解決することができるかを考え、それを論理的に説明できるようになる。

<態度>

講義で解説する制度あるいは民法そのものが、社会において生じている様々な問題とどのように関係するのか、という点について主体的に考察できるようになる。

3. 成績評価の方法および基準

学期末に実施する試験の結果(80%)を中心に、平常点(20%)。授業内で実施するリアクションペーパーや小テストの結果)も加味して最終的な成績評価を行います。

4. 教科書・参考文献

教科書

安永正昭 『講義 物権・担保物権法(第4版)』 有斐閣

参考文献

水津太郎・鳥山泰志・藤澤治奈 『START UP民法② 判例30! 物権』 有斐閣

5. 準備学修の内容

授業日の前日までに担当者作成のレジュメを配布します(授業は基本的にこのレジュメに即して行います)。教科書の該当箇所と併せて予め読んできた上で、わからなかった箇所や疑問に思った箇所を事前にまとめた上で授業に臨んでください。

6. その他履修上の注意事項

民法は範囲も広く、また内容も一見複雑に見えるものも多いことから、初めて勉強をする人には難しく思える部分も少なくないかもしれません。とりわけ物権法と呼ばれる領域は、理論的・観念的な議論も多く、初めて学ぶ人にとって理解が難しい部分も多いと思います。

しかし、民法は社会で生きていく上で必要不可欠な基本的なルールや考え方を示しています。本授業では、初めて民法を学ぶ人でもきちんと理解できるように身近な具体例も挙げながら丁寧に説明をしていきたいと思いますので、学ぶ意欲のある方の履修を歓迎します。

なお、授業には必ず六法(小型のもので可)を持参してください。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス(授業の全体像、進め方、教科書、参考書等について)
- 【第2回】 物権とは何か、物権の一般的効力(教科書3-26)
- 【第3回】 物権変動総論—物権変動とは何か、物権変動の公示—(教科書27-39)
- 【第4回】 不動産物権変動①—不動産の登記の意義、「対抗することができない」の意義—(教科書40-47)
- 【第5回】 不動産物権変動②—登記を必要とする物権変動の範囲—(教科書48-69)
- 【第6回】 不動産物権変動③—民法177条の「第三者」の意義—(教科書69-82)
- 【第7回】 不動産物権変動④—無権利者からの不動産物権取得者の保護—(教科書92-104)
- 【第8回】 動産物権変動①—動産物権変動における公示—(教科書105-111)
- 【第9回】 動産物権変動②—即時取得—(教科書112-129)
- 【第10回】 所有権①—所有権概念の意義と相隣関係—(教科書136-140, 150-167)
- 【第11回】 所有権②—所有権の取得の態様と共有その1—(教科書167-189)
- 【第12回】 所有権③—共有その2—(教科書189-206)
- 【第13回】 用益物権(教科書226-242)
- 【第14回】 占有権—占有権の取得と消滅および効力—(教科書243-271)
- 【第15回】 授業のまとめ